

外国人市民及び災害時通訳・翻訳ボランティアのための 防災・災害時訓練共催事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人 大阪府国際交流財団（以下「財団」という。）が、府内市町村及び市町村国際交流協会等（以下「協会等」という。）とともに、防災・災害時訓練事業を実施することで、地域に根差した災害時外国人支援を推進し、さらなる地域力・防災力の向上を目的とする。

(対象事業)

第2条 地震等、自然災害時（以下「災害時」という。）の対応に関する内容で、次に掲げる各号のいずれかに該当する事業について、第6条の規定に基づき、協会等と共催により開催する。

- (1) 外国人住民を対象に、災害時の対処方法等を啓発する防災訓練（外国人の参加割合が概ね2割を占める事業であること）
- (2) 災害時に外国人を支援するボランティアの研修（参加した語学ボランティアのうち希望する者には、近畿地域国際化協会連絡協議会の運営する災害時通訳・翻訳ボランティア制度への登録案内をすること）
- (3) 上記(1)及び(2)を連携させて実施する総合防災訓練
- (4) その他、災害時外国人支援体制の構築に必要と思われる事業

(共催の協議)

第3条 共催を希望する協会等（以下「共催希望団体」という。）は、財団に共催を申請するにあたって、実施内容、PRの方法、見込参加者数等を精査のうえ、事業実施の3ヵ月前までに協議しなければならない。

2 過去に共催事業を実施した共催希望団体においては、既実施の成果や反省点を踏まえた改善点を明記した事業計画書を提出しなければならない。

(共催申請)

第4条 共催希望団体は、原則として開催日の1ヵ月前までに、共催事業計画書（様式1）、共催事業予算書（様式2）を財団へ提出しなければならない。

(財団の経費負担)

第5条 財団は、様式2で示された経費のうち、職員人件費、委託費、備品、飲食に係る費用（会議費等を除く）を除き、業務分担、研修の内容、全体経費等に応じて、10万円を上限として負担することができる。ただし、謝金及び旅費交通費については当財団の規定に基づいた金額とする。

(共催決定及び通知)

第6条 共催事業は第4条に掲げる書類をもって審査・決定し、選定結果を共催希望体へ通知する。

- (1) 財団は、提出された共催事業計画書を審査した後、共催の可否を決定し、速やかに結果を共催希望団体へ通知する。
- (2) 共催可の決定を受けた共催希望団体（以下「共催団体」という。）は、速やかに以下の書類を財団へ提出することとする。
 - (ア) 共催者名が明記された事業実施要領
 - (イ) 広報資料（ちらし、パンフレット等）
- (3) 共催団体は、前項（イ）に掲げる広報資料について、第三者の著作権等を侵害していないことを保証すること。なお著作権侵害など第三者と紛争が生じた場合、共催団体がその責任を負い、財団に一切の負担をかけないものとし、かつ財団に損害が発生した場合はこれを補填するものとする。

(事業報告書)

第7条 共催団体は、事業終了後、速やかに共催事業計画書（様式1）の各項目の実績と事業の成果を記載した共催事業報告書（様式3）及び共催事業決算書（様式4）を財団へ提出しなければならない。

- 2 財団に負担金を求める場合は、共催負担金請求書（様式5）を提出しなければならない。
- 3 財団は前項に掲げる書類を検査し、不備がある場合は協会等に修正を求めることができる。

(共催の取消し)

第8条 財団は、共催決定をした後又は事業が完了した後に、共催団体が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、共催の決定を取り消すことができる。なお、決定を取り消す場合は、共催事業承認取消通知書（様式6）により通知する。

- (1) 偽りその他不正な手段により共催の決定を受けたとき
- (2) 共催事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (3) この要綱及び共催事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき

(その他)

第9条 やむを得ず共催事業に変更・中止が生じた場合は、共催事業変更の届出（様式7）を速やかに財団へ提出することとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。